平成２１年（フ）第６９３号
京都市右京区嵯峨野芝野町35番地94
債務者　木立　眞一
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８２６号
京都市北区上賀茂松本町２番地　セレーナ北山303
債務者　家村　孝次
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８６１号
京都市左京区静市市原町52番地32
債務者　篠原　佳代
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９１０号
京都府相楽郡精華町大字祝園小字中ノ町14番地22　K―11．ほうその205号
債務者　稲垣　明香（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９３８号
京都市右京区京北周山町上代12番地
債務者　姉川　　晋
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９４７号
京都市伏見区羽束師志水町165番地189
債務者　近藤　陽子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９４８号
京都市北区大北山原谷乾町39番地の20
債務者　箕浦　秀行
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９６８号
京都市上京区五辻通浄福寺西入一色町27番地１　メガロコープ西陣Ａ棟833号
債務者　山田　耕一
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９７６号
京都市山科区御陵４丁野町72番地
債務者　野田　英治
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９８４号
京都市左京区岩倉北池田町８番地　シンフォニー宝ケ池202号
債務者　中島　正八
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９８５号
京都市左京区岩倉北池田町８番地　シンフォニー宝ケ池202号
債務者　中島千恵子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１００６号
京都市伏見区深草池ノ内町３番地３　コーポラス伏見119号室
債務者　有川　眞弓
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０１０号
京都府向日市寺戸町岸ノ下25番地の103　田中方
債務者　盛　　悦子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０２０号
京都市東山区清水４丁目182番地４　ライオンズマンション清水404号
債務者　濵野　公美（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０６９号
京都市伏見区醍醐西大路町126番地　醍醐東市営住宅19―105
債務者　坪井　　清
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０７８号
京都市北区鷹峯黒門町24番地３　ロイヤルヒルズ鷹峯207
債務者　永川　幸子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１１７号
京都市伏見区下鳥羽北円面田町157番地　ヤムズⅡ―102号室
債務者　松村　新一
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係